

地域密着型通所介護
尼崎市介護予防型通所サービス
重要事項説明書

地域密着型通所介護・尼崎市介護予防型通所サービス

[重要事項説明書]

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 エムエフディ
主たる事務所の所在地	兵庫県尼崎市次屋 1-14-15
代表者（職名・氏名）	平井 智子
設立年月日	令和 3 年 1 2 月 1 7 日
電話番号	06-6430 - 9577

2. 事業所の概要

事業所の名称	オリーブ			
主たる事務所の所在地	兵庫県尼崎市次屋 1－1 4－1 5			
管理者	絹川 奈津子			
指定年月日	介護	令和 4 年 4 月 1 日	予防	令和 4 年 4 月 1 日
電話番号	0 6－6 4 3 0－9 5 7 7			
サービスの種類	地域密着型通所介護・尼崎市介護予防型通所サービス			
事業所番号・単位／定員	2 8 9 3 0 0 1 3 8 4		1・2単位目 各定員 1 8 名	
通常の事業の実施地域	尼崎市			

3. 運営の方針

運営の方針	お客様の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村等、地域の医療・保健・福祉サービス等と連携を図り、要介護状態の軽減や悪化の予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
-------	--

4. 事業の目的

事業の目的	住み慣れた環境や地域で、お客様が自立した暮らしを営めるよう援助致します。
-------	--------------------------------------

5. 提供するサービスの内容

サービスの内容	通所介護計画書または介護予防型通所サービス計画または予防専門型通所サービスに沿った、送迎・身体介護・レクリエーション、生活等に関連する相談援助・指導、健康状態の確認や生活上必要な世話及び機能訓練を提供致します。
---------	---

6. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日(祝日を含む)ただし、12月30日～1月3日は除く
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 1単位目：午前9時00分～午後12時15分まで 2単位目：午後1時15分～午後4時30分まで

7. 事業所の職員体制

職種	人員数
管理者	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
看護職員	1名以上

8. サービス利用料金

事業所規模別・要介護度別・提供時間別等で定められた、介護保険給付の限度内でサービスを利用した場合の「基本料金表」は以下のとおりとなります。お客様がご負担頂く料金は、原則として「基本料金」の1割または2割または3割です。

(1) 地域密着型通所介護の利用料

提供時間	要介護度	基本料金(1回あたり)	お客様負担料金
3時間以上 4時間未満 (月～金)	要介護1	4 3 4 7 円	4 3 5 円
	要介護2	4 9 9 5 円	5 0 0 円
	要介護3	5 6 4 3 円	5 6 4 円
	要介護4	6 2 7 0 円	6 2 7 円
	要介護5	6 9 2 8 円	6 9 3 円

(2) 尼崎市介護予防型通所サービスの利用料

要介護度	基本サービス(月ごとの定額制)	
	利用料	お客様負担料金
要支援1 【入浴あり】	1 8 7 8 9 円	1 8 7 9 円
要支援2(週1回) 【入浴あり】	2 2 7 0 8 円	2 2 7 1 円
要支援2(週2回) 【入浴あり】	3 7 8 3 9 円	3 7 8 4 円

(3) 加算と減算

- ① 「介護職員処遇改善加算Ⅱ」介護職員の処遇改善に資する費用として、所定単位数 9.0% を乗じた単位数を加算します。(地域密着型通所介護・尼崎市介護予防型通所サービス共通)
- ② 「科学的介護推進体制加算」
ご利用者様の心身の状態等の基本情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じサービス計画を見直すなどサービス提供にあたって、その情報を有効に活用する。(地域密着型通所介護・尼崎市介護予防型通所サービス共通)
40 単位/月
- ③ 「個別機能訓練加算Ⅰ(イ)及びⅡ」
個別計画を作成し、計画に基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行う。
Ⅰ(イ)：56 単位/回 (地域密着型通所介護のみ)
Ⅱ：20 単位/月 (地域密着型通所介護のみ)
- ④ 「入浴介助加算Ⅰ」
個別計画を作成し、計画に基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行う。
40 単位/回 (地域密着型通所介護のみ)
- ⑤ 「送迎減算」
利用者に対して事業所と居宅等の間の送迎を行わない場合、片道ごとに送迎減算が適用されます。
片道につき-47 単位 (尼崎市介護予防型通所サービスのみのみ)

(4) その他のサービス料金

[介護保険給付対象外の料金表]

レクリエーション、趣味活動	実費分
排泄（おむつ代）	紙おむつ、リハビリパンツ、100円 尿取りパット等 50円
送迎	通常の事業実施地域を越える送迎の場合。【200円】
おやつ代	100円/1回
衛生材料	ガーゼ 50円

(5) 支払い方法

利用料金、その他のサービス料金の合計金額をお支払い下さい。

請求書の発行	利用月ごとの計算で請求し、請求書は翌月10日までに送付致します。
支払い方法	下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ①自動口座引き落とし（毎月27日） ②現金支払い（お釣りのない様ご協力をお願い致します） ③事業者指定口座への振り込み [指定口座] 尼崎信用金庫 潮江支店 （普）4172095 （カ）エムエフディ ダイヒョウトリシマリヤク ヒライトモコ 月末までにお支払いください。（手数料はお客様負担になります）

9. 苦情相談窓口

事業所苦情相談窓口	オリーブ 担当者 絹川 奈津子 連絡先 TEL 06-6430-9577
事業所苦情解決窓口	オリーブ 責任者 平井 智子 連絡先 TEL 06-6430-9577
事業所外苦情相談窓口	尼崎市高齢者福祉課 TEL 06-6489-6356
	兵庫県国保連合会 苦情相談窓口 TEL 078-332-5617

10. 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて、従業者はサービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

11. 個人情報の保護と取扱いについて

個人情報の保護	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守します。
個人情報の取扱い	● 事業者は、サービス担当者会議等で利用者や利用者の家族等の個人情報を入手、提供、共有利用する際は、利用者または利用者の家族等からあらかじめ文書で同意を得た上で個人情報を取り扱うものとします。 ● 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、またそれら個人情報の記載がある記録物の処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 事故発生時の対応

サービス提供中の事故	● サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者のお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等へ事故発生の経緯とその内容及び一時応急対応等を速やかに連絡致します。 ● 事故の解決に向けて、適宜必要に応じて行政担当者、ご家族、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員、医療従事者、地域福祉関係者などのサービス関係者と連携を図り協議を行い、最終的な対応に至るまでの支援を行います。
損害賠償	当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害の賠償を行います。
その他	事業所は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録に留めることと同時に、事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

13. 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時等の緊急時の対応方法	サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。
---------------------------	---

14. 身体拘束・虐待防止等について

虐待防止に関する責任者	虐待防止責任者 管理者： 絹川 奈津子
取り組み	当事業所は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」やその他高齢者虐待防止に関する省令・条例等に基づき、利用者及び他の利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じています。 ● 研修等を通じた従業者の人権意識の向上や必要な知識、技術の獲得と向上に努めています。 ● 個別支援計画の作成などにより、虐待を防止する必要かつ適切な対策を講じます。 ● 従業者が支援を行うにあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めています。
身体拘束等の禁止	当事業所は「身体拘束ゼロへの手引き（平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）」などを参考にして、利用者に身体的拘束を行わないものとします。ただし、前述の手引きに記載のあるような一定の要件を満たしている緊急やむを得ない場合については、従業者個人で判断せず管理者、生活相談員、介護職員で構成する「緊急対策チーム」で検討し、身体拘束を行う際はあらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。そして事業所は、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
平常時の訓練等	防災計画を作成し、防災管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。

16. 衛生管理について

衛生管理	● 利用者が使用する施設、設備、食器類その他の設備、飲用する水について、常に適切な衛生状態を維持または衛生上必要な措置を講じます。 ● 食器類の洗浄や保管などの取り扱い、衛生管理における設備上の取り扱いなど、日常の衛生管理について必要に応じて保健所の助言や指導を求めています。
------	---

感染症の発生及び蔓延の防止 食中毒の防止	● 感染症蔓延や食中毒の疑いがある場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号）」を参考とし、保健所の指導・助言を仰ぎながら、サービス提供の一時中止などの適切な対策を講じます。 ● 感染症等の発生や蔓延を防止するために、必要に応じて施設内設備や食器類の消毒を行います。 ● 施設内は空調機器などを活用し、適切な温湿度の管理を行います。 ● インフルエンザや腸管出血性大腸菌（O-157）、レジオネラ症その他の感染症に対し、その発生及び蔓延の恐れがある場合は、サービス提供の一時中止、施設内の消毒等、利用者には医療機関の受診を促すなどの適切な策を講じ蔓延防止に努めます。
------------------------------------	---

17. サービス利用にあたっての留意事項

利用者様の留意事項	① 利用者は、指定通所介護[指定介護予防通所介護]の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。 ② 利用者がサービス利用中に得た他者の個人情報の漏洩及び、私的利用を禁じます。 ③ サービス利用中に、利用者同士の金品の授受を禁じます。 ④ 特別な事情がない限り、利用者の食品の持ち込みを禁じます。
-----------	---

株式会社エムエフディは、重要事項説明書に基づいて、通所介護及び介護予防型通所サービスのサービス内容の説明を行いました。本書交付を証するため、本書2通を作成し各自署名捺印の上、1通ずつ保持するものとします。

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

事業者 所在地 兵庫県尼崎市次屋1-14-15

 名称 株式会社エムエフディ

 事業者名 代表取締役 平井 智子 印

 事業所所在地 兵庫県尼崎市次屋1-14-15

 名称 オリーブ

説明者 絹川 奈津子 印

私は、重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しました。

お客様 住所 _____

氏名 _____ 様 印 _____

☐ 代理人様 ☐ 立会人様 または ☐ ご署名代行人様 （お客様との続柄： _____）

※該当の□にレ点を入れて下さい。

住所 _____

氏名 _____ 様 印 _____

「立会人様」及び「ご署名代行人様」は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

「立会人様」ご本人と契約内容を確認し、緊急時などにお客様の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方です。

「ご署名代行人様」ご本人が身体上の理由等で、署名捺印が出来ない場合に代わって署名捺印される方です。